

館山市新学校給食センター整備運営事業PFIアドバイザー業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 業務名 館山市新学校給食センター整備運営事業PFIアドバイザー業務委託

(2) 業務目的

本業務は、館山市新学校給食センター整備運営事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が定める事業手法を導入して実施するに当たり、平成29年度において実施したPFI導入可能性調査業務の結果等を踏まえ、実施方針の準備・公表から民間事業者との事業契約の締結までの業務実施上必要なPFIアドバイザー業務を行い、あわせて必要な調査・検討及び資料作成等を行うことを目的とする。「※仕様書参照」

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年7月31日までとし、業務内容の項目ごとの遂行期日は、以下のとおりとするが、市側の都合で遂行期日が延伸する場合も想定される。

- ① 平成30年10月末日まで（実施方針及び公募関連資料の作成）
- ② 平成31年 4月末日まで（事業者選定）
- ③ 平成31年 7月末日まで（契約締結及びモニタリング手法の提案）

(4) 提案上限額

合	計	22,000千円（消費税含む）
平成30年度限度額	13,200千円	
平成31年度限度額	8,800千円	

2 参加資格

- (1) 館山市入札参加適格者名簿（委託）に登載されている者
- (2) 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ・対象事業の公告日前6カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 学校給食共同調理場（学校給食センター）におけるPFIアドバイザー業務の元請として受注実績があること。

3 プロポーザルの実施について

(1) 日程

事 項		日 時
実施要領等の公表		平成30年5月18日(金)
参加表明書の提出		平成30年6月4日(月)午後4時30分まで
参加表明書に係る質問の受付 及び回答	受付	平成30年5月25日(金)午後4時30分まで
	回答	平成30年5月30日(水)まで
参加資格確認結果通知書の発送		平成30年6月6日(水)
提案書類の提出		平成30年6月15日(金)午後4時30分まで
提案書類に係る質問の受付 及び回答	受付	平成30年6月8日(金)午後4時30分まで
	回答	平成30年6月13日(水)まで
プロポーザル審査委員会		平成30年6月25日(月)
審査結果の公表		平成30年6月27日(水) ※館山市ホームページ上にて

※日程は市の都合により変更することがあります。予めご了承ください。

(2) 質問の受付・回答について

質問書(様式第10号)を電子メールにて「10」の提出先に送付してください。電子メール及び館山市ホームページ上にて回答いたします。

4 参加表明書提出物

(1) 提出書類

提出書類	様式番号	提出部数
①プロポーザル参加表明書	様式第1号	1部
②提案者の概要	様式第2号 ※任意様式可	1部
③業務実績	様式第3号	1部(契約書の写し添付)

(2) 提出方法

館山市学校給食センターに持参又は郵送にて提出してください。

※持参の場合は事前にご連絡ください。また、郵送にて提出する場合は、郵便書留に限り、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と明記し、提出期限までに必着とします。

(3) 提出期限

平成30年6月4日(月)午後4時30分まで(厳守)

持参の場合は、午前8時から午後4時30分まで(土・日曜日及び祝日を除く)

5 参加資格確認結果の通知

提出された参加表明書等を審査し、「2」の参加資格要件をすべて満たしている事業者に電子メール(参加表明書に記載されたメールアドレス宛)にて参加資格確認結果通知書を送付します。

6 プロポーザル参加事業者の提出物

参加資格確認結果通知書により参加資格「有」とされた事業者は、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

提出書類	様式番号	提出部数
①提案者の概要	様式第2号 ※任意様式可	11部
②業務実績	様式第3号	11部（契約書の写し省略）
③業務実施体制	様式第4号	11部
④業務スケジュール	様式第5号	11部
⑤仕様書に定める業務内容「4（1）」に係る支援内容の提案	様式第6号 ※任意様式可	11部
⑥仕様書に定める業務内容「4（2）」に係る支援内容の提案	様式第7号 ※任意様式可	11部
⑦仕様書に定める業務内容「4（3）～（5）」に係る支援内容の提案	様式第8号 ※任意様式可	11部
⑧積算内訳書	様式第9号	11部
⑨見積書 ※消費税込の総価を表示する	事業者の様式	1部 ※綴らず、別に提出する。

※1部は事業者名を記載し、10部は参加資格確認結果通知書に記載された事業者記号を記載すること。

※見積書には、館山市入札参加適格者名簿に登録された事業者名、代表者名、住所を記載し、押印すること。

(2) 提出書類作成要領

①提出書類の用紙サイズはA4版縦とし、①～⑧の順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じたものを11部（冊）提出する。なお、任意様式等によりA3版を使用する場合は、A4版サイズに折り込み、提出すること。

②文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。なお、文章を補完するために必要なイラスト・イメージ図等の挿入を認める。

③カラー印刷での提出を認める。

④提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間（30分以内）を考慮し、適正なものとする。

(3) 提出書類の部数

上記（2）より作成したものを事業者名入り1部（冊）、事業者記号を記載したものを10部（冊）提出すること。なお、事業者記号を記載した10部（冊）については、審査委員に配付するため、事業者名が記載された部分の無いものとしてください。

(4) 提出方法

館山市学校給食センターに持参 ※持参する際は予めご連絡ください。

(5) 提出期限

平成30年6月15日(金)午後4時30分まで(厳守)

受付時間は、午前8時から午後4時30分まで(土・日曜日及び祝日を除く)

7 提出書類等の審査

提出書類等の審査を厳正かつ公正に行うため、館山市新学校給食センター整備運営事業PFIアドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行う。

(1) 審査委員会(プレゼンテーションによる審査)

参加資格の確認結果により参加資格を「有」とされた事業者は、審査委員会において提出書類・提案についてのプレゼンテーション、質疑応答を行い、最も優れた事業者を決定します。

(2) プレゼンテーションの実施方法

提出書類等についての説明(プロジェクター使用等による30分以内のプレゼンテーション)と審査委員による15分程度の質疑応答を行います。

出席者は合計3人以内とし、必ず業務を受託した場合の担当責任者を出席させること。

※必要な機器等は各事業者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。(プロジェクターについては、事業者のものの持込・使用を可とする)

(3) 日時及び会場

平成30年6月25日(月)午後1時30分(参加事業者数により変更有り)から

会場:館山市役所 本館2階会議室

※各参加事業者の開始時間等は、参加資格確認結果通知書にて通知します。

(4) 審査基準等

評価項目	評価基準	配点
1 事業者に関する項目 (配点20点)		
業務実績	本業務又は類似業務の実績等から円滑かつ着実に遂行可能なのか	10点
業務実施体制	責任者・各担当者の人数や経歴等から、円滑に遂行可能な体制確保ができているか	10点
2 事業実施に関する項目 (配点30点)		
業務スケジュール	仕様書に定めた業務を遂行するための工程が、具体的かつ実現可能なものか	5点
事業者の募集・選定支援能力	仕様書に定めた、業務内容「4(1)」に係る支援を適切に行うことが出来るか	15点
事業者選定委員会の設置・運営支援能力	仕様書に定めた、業務内容「4(2)」に係る支援を適切に行うことが出来るか	5点
落札者の決定・契約締結等の支援能力	仕様書に定めた、業務内容「4(3)～(5)」に係る支援を適切に行うことが出来るか	5点
3 入札価格に関する項目 (配点50点)		
見積内訳の整合性	積算根拠が明瞭で、事業実施の提案内容に対して適正なものか	10点
価格評価	{1-落札率(入札額/予定価格)}×40点 ※自動計算	40点
合計		100点

※評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗 率	15点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	9点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点

※審査委員全員の平均点に価格評価点を加えた点数（少数点第2位以下切り捨て）の上位提案者から順位付けを行い、第1位の者を優先交渉権者とする。

※価格評価点（40点、自動計算）を除く評価項目の点数（60点）について、審査委員全員の平均点が36点（平均的な内容）未満の事業者は失格となる。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション参加事業者に対し、電子メール（参加表明書に記載されたメールアドレス宛）にて審査結果通知書を送付します。

(6) 審査結果の公表

審査結果は館山市ホームページで公表します。

8 失格要因

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容（事業者が特定できる表現等）の記載がされているもの。
- (5) その他、審査委員会が不適格と認めたもの。

9 その他

- (1) 提出書類等の作成、審査会等に係る経費は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、提出期限以降における提出書類の差し替え、再提出等は認めない。
- (2) 提出書類に記載した担当者は、病気・死亡等の極めて特別な事情を除き変更することはできない。
- (3) 各参加者の審査開始時間に間に合わない場合は、審査を棄権したものとみなす。
- (4) 参加者が1者であっても優先交渉権者の決定を行う。ただし、価格評価点（40点、自動計算）を除く評価項目の点数（60点）について、選定委員全員の平均点が36点（平均的な内容）以上の場合に限る。
- (5) 審査結果について異議申し立ては認めない。

10 提出先（問合せ先）

館山市学校給食センター

〒294-0045

千葉県館山市北条692-1

電話：0470-22-5050

メールアドレス kyushoku@city.tateyama.chiba.jp